

「保険者協議会設置要領」 Q&A

(平成 30 年 1 月 15 日時点)

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>1 設置要領において、保険者協議会の構成員に記載されている「都道府県担当部署」とはどの部署を指しているのか。</p> | <p>都道府県内における保険者協議会の担当部署については、各都道府県において決めていただくこととなりますが、都道府県は、健康増進や医療費適正化の役割も有するだけでなく、国保保険者として保険者協議会の法律上の構成員になるため、これらの担当部署で連携して、保険者協議会へ参画することが望ましいと考えられます。</p> <p>この際、例えば、担当部署での連携に基づき、複数の部署が協議会に参画することや、代表する部署が協議会に参画することが考えられます。</p> |
| <p>2 平成 30 年度から都道府県が事務局を担うことが、保険者努力支援制度における平成 31 年度の交付金に係る保険者協議会への積極的な関与（例えば医療費分析や人材育成）の具体的な評価項目に配点される点数の加点される条件（要件）か。</p> | <p>保険者努力支援制度における平成 31 年度の交付金に係る保険者協議会への積極的な関与（例えば医療費分析や人材育成）の具体的な評価項目の考え方については、いつの取組が評価対象となるのかを含め、今後、検討する予定です。</p> <p>なお、30 年度交付金の評価指標には位置づけていませんが、市町村の同意を得て、30 年度交付金を分析等に充てることは可能です。</p> |
| <p>3 都道府県が事務局を担う、又は国保連合会と共同で事務局を担う場合、保険者協議会の会計はどのように処理すべきか。</p> | <p>現在、各保険者協議会の会計は、国保連や都道府県から独立して処理がなされている整理と存じます。（その上で、実際の多くは、この独立した保険者協議会の会計の管理は国保連にて代表して担っていただいている例が多いと存じます。）</p> <p>この点、平成 30 年度以降も引き続き、保険者協議会の会計は、国保連や都道府県から独立した処理が基本となると考えています。</p> |
| <p>4 都道府県が事務局を担う、又は国保連合会と共同で事務局を担う場合、保険者協議会に対する補助金の位置づけに変更はあるのか。</p> | <p>厚労省からの保険者協議会の開催に係る補助金は、現在、厚労省から保険者協議会の会計に支出される整理となっており、その上で、この保険者協議会の会計から更に必要な先に支出されています。この点についても、平成 30 年度以降も引き続き、同じ整理で進めていただきたいと考えています。</p> <p>このとき、今後、都道府県が保険者協議会の事務局を担う場合であって、保険者協議会の会計に入った補助金の一部を仮に都道府県も受けることとする場合、都道府県がいずれの会計区分でこれを受領するか（繰り入れるか）が論点となり得ますが、これについては、都道府県における「国保特会」ではなく「一般会計」にて受領する（繰り入れる）ことが基本となるものと考えています。</p> |
| <p>5 都道府県が事務局を担う場合でも、都道府県から保険者協議会に対して、医療費適正化計画の協議を行う必要があるのか。</p> | <p>都道府県が保険者協議会の事務局を担う場合であっても、高齢者医療確保法に基づき、医療費適正化計画の策定・変更に当たって都道府県が保険者協議会へ協議する手続きとなります。</p> |
| <p>6 改正前第 3 条第 3 項が削除となっていますが、都道府県への意見提出に都道府県が議決権を有することになるのか。</p> | <p>平成 30 年度から、都道府県は、医療費適正化計画、医療計画の策定主体であるだけでなく、国保保険者として保険者協議会に参画することから、議決権を有することとしています。</p> |
| <p>7 都道府県から保険者協議会に対して行う医療費適正化計画の協議は、公文で行うのか。</p> | <p>都道府県において決めていただくことが可能ですが、都道府県から公文で保険者協議会に協議をし、保険者協議会から都道府県宛に公文で回答（意見提出）することが基本になると考えられます。</p> |